別紙－１

　北海道開発局小樽開発建設部河川災害に関する協定

北海道開発局小樽開発建設部長　高橋　　渡（以下「甲」という。）と○○　○○（以下「乙」という。）は、甲が管理する一級河川尻別川の直轄管理区間（以下「河川」という。）において、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害及び水質事故等災害（以下「災害」という。）における業務（水防活動を含む。以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 １ 条　この協定は、甲が管理する河川において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第 ２ 条　業務の実施区間は、「北海道開発局小樽開発建設部河川災害に関する協定区間」（別図１参照）に示す、左岸下流区間、右岸下流区間、左岸上流区間、及び右岸上流区間の４分割したそれぞれの区間とする。

（業務の指示）

第 ３ 条　甲は、河川に災害が発生し又は、発生するおそれがあり、必要と認めるときは、書面または電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

２　乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の巡回点検を行い、被害状況を把握し、甲の指示により当該被害箇所の応急復旧を実施するものとする。ただし、乙が被害状況を把握しているにも拘わらず、甲乙相互の通信連絡が不能のため、第１項の要請が不可能な場合には、乙の判断により応急復旧を実施するものとする。

（業務の実施体制）

第 ４ 条　乙は、第３条により出動要請を受けた場合、又はただし書きにある、乙の判断で

応急復旧を実施する場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

（業務の実施報告）

第 ５ 条　乙が第４条により定めた現場責任者は、現場状況の変化等を電話等の方法により、

直ちに甲にその旨を報告し、指示を得ること。

（業務の完了）

第 ６ 条　乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資

機材等の業務内容を、速やかに報告し、その後書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第 ７ 条　甲は、第３条第１項（同第２項ただし書きを含む）により乙に出動を要請したと

きは、会計法第２９条の３第４項により、随意契約を締結するものとする。

（建設資機材等の報告、提出）

第 ８ 条　乙は、あらかじめ災害時に備え、第３条第２項の業務に際し使用可能な建設資機

材等の数量を把握し、甲に書面をもって報告するものとする。

　　　２　乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または、建設資機材等の

現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するもの

とする。

　　　３　甲は、甲が所有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面をもって提出す

るものとする。

（建設資機材等の提供）

第 ９ 条　甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関し、双方から要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

（業務の特例）

第１０条　乙は、甲が特に必要として第２条に規定する区間以外の区間に出動を要請したと

きは、原則としてこれに応ずるものとする。

（費用の請求）

第１１条　乙は、業務完了後当該業務に要した費用を、第７条の規定により締結した契約に

基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第１２条　甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第７条の規定に

より締結した契約に基づき費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第１３条　業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした

とき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なく

その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものと

する。

（有効期限）

第１４条　この協定の有効期限は、平成２７年　月　日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、甲、乙双方から申し出がない場合は、本協定が平成２９年３月３１日まで延長継続されるものとする。

（協定外の事項）

第１５条　この協定に定めのない事項または、疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

　この協定の証として本書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　平成２７年５月１日

　　　　　　甲　北海道開発局小樽開発建設部長　　　　　　　　高　橋　　渡

　　　　　　乙